

保険適用による不妊治療をご希望の患者様へ

厚生労働省は、保険適用による一般不妊治療（タイミング法・人工授精）および生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受ける予定の夫婦またはカップルに対して、下記のいずれかに該当することを確認するよう、各医療機関に義務付けました。

- 1) 婚姻関係にあること
- 2) 事実婚（同一世帯、配偶者なし）で、出生した子について認知を行う意向があること

当院では、治療開始に先立ち治療計画を作成し、原則としてお二人に対して治療方針等についてご説明致します。初回の治療計画を作成する際に、上記1) または2) を確認するために、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や運転免許証等のご提示を求め場合がございます。特に、2) の場合はお二人の戸籍謄本を1部ずつと写真付きの身分証明書（免許証等）を、採卵日または胚移植日までに確認させていただきますので、あらかじめご用意ください。

当院ではこれまで通り、出来る限り患者様の立場に立って妊娠成立まで最善を尽くす心構えでおりますが、不妊治療の保険診療には様々な制限やルールが設けられています。そのため、患者様が希望される治療のすべてを保険診療の範囲で行うことは限界もあることをご理解ください。

なお、ご不明な点がございましたらご遠慮なく医師やスタッフまでお尋ねください。

メディカルパーク横浜 院長